

環境管理体制組織図

制定日:2005年12月 9日
改定日:2025年 1月 1日

環境統括管理責任者
品質環境管理責任者
環境副統括管理責任者
取締役兼常務執行役員

環境統括管理責任者

業務統括	業務副統括	業務統括補佐	業務統括補佐
監査・ISO推進室	総務部	業務推進G	監査・ISO推進室

	環境管理責任者	環境推進者
導管事業本部	業務推進G	環境推進者
	GM	担当者
	首都圏開発営業G	環境推進者
	所長	担当者
	神奈川開発営業G	環境推進者
	所長	担当者
		菊川 環境推進者
	南東部導管事業所	担当者
	所長	亀戸 環境推進者
		担当者
	西部導管事業所	環境推進者
	所長	担当者
	北部導管事業所	環境推進者
	所長	担当者
	神奈川導管事業所	環境推進者
	所長	担当者
保安事業本部	公共工事事業所	環境推進者
	所長	担当者
	緊急保安事業所	環境推進者
	所長	担当者
	西部営業所	環境推進者
	所長	担当者
リビング事業本部	中北営業所	環境推進者
	所長	担当者
	業務管理グループ	環境推進者
	GM	担当者
	集合営業G	環境推進者
	GM	担当者
	住設営業G	環境推進者
	GM	担当者
	足立営業所	環境推進者
	所長	担当者
	千葉営業所	
	所長	
	茨城営業所	
	所長	
	関西営業所	
	所長	
	田無営業所	環境推進者
	所長	担当者



この組織図は、廃棄物処理法及び自治体条例並びに省エネ法の基本方針に基づく管理体制を構築し、事業活動における環境全般に関する管理責任を定める。

環境統括管理責任者は、全事業所の廃棄物管理及び事業活動における環境管理を統括する。

環境副統括管理責任者は、環境統括管理責任者を補佐する。

業務統括、同補佐は環境統括管理責任者及び環境副統括管理責任者を補佐し、各事業所・営業所・部を指導する。また、廃棄物業務及び事業活動における環境管理業務全般を監視し、必要に応じて環境統括管理責任者に報告する。

各事業所・営業所・部は、それぞれ環境管理責任者及び環境推進者を定める。

環境管理責任者・推進者の選定：

- 1) 環境管理責任者は、廃棄物及び事業活動における環境に関する十分な知識を有する者の中から環境統括管理責任者が任命する。
- 2) 環境推進者は、環境管理責任者が任命する。

環境管理責任者の責務：

- 1) 廃棄物及び事業活動における環境に関するすべての責任・権限を有する。
- 2) 廃棄物及び事業活動における環境に関する十分な知識を有し、適正な処理及び事業活動における環境を指導し管理する。
- 3) 廃棄物の排出状況の把握及び廃棄物置場を含む事務所内を巡回し、整備等の改善を指導し管理する。
- 4) 事業活動における環境側面を適切に管理し指導する。

環境推進者の責務：

- 1) 各組織の廃棄物処理業務及び事業活動における環境管理業務について環境管理責任者を補佐する。
- 2) 環境推進者研修に参加し、各所員または必要に応じて協力会社員へ周知する。

(注)

部・所

左記の部・所は、建屋単位で監視・測定する廃棄物及び事務所環境全般の責任と権限を有する。

事業系一般廃棄物のみ管理する。